

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和7年6月4日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について、令和7年4月4日（金）から同年5月3日（土）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいた御意見を考慮した結果とは別に、本政令案は技術的な修正として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び児童福祉法施行令等の一部を改正する政令に分割して公布するとともに、案を一部修正している旨申し添えます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	今回の所得段階等の見直しについて、国民への周知として、パンフレット等の作成を実施する予定はあるのか。	本改正は R6 年度の老齢基礎年金額及び障害基礎年金額に合わせて低所得者の自己負担に影響が出ないように必要な改正を行うものであり、国民への周知として、統一的なパンフレット等の作成を実施する予定はございませんが、その事務手続を担う地方公共団体には周知しています。

2	80 万円から 80.9 万円に見直すことにより、給付者の範囲が拡大され、追加で給付される療養費の財源を示された。被保険者の負担が増加するなら反対する。	医療保険の 70 歳以上の高額療養費制度においては、本改正は、現時点で低所得 区分に該当していた方が、老齢基礎年金の引上げにより受給額が増えたとしても、引き続き低所得 区分にとどまるようにするものであり、「給付者の範囲が拡大」されるものではありません。
---	--	--

上記のほか、1 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。